

宿泊税の徴収事務について (税理士の皆様向け)

1 宿泊税の徴収事務について

宿泊税の概要

宿泊税事務の流れ

宿泊税の概要と事務の流れについてご説明します。



2 宿泊税事務の内容と仕組み

宿泊税の仕組み

特別徴収義務者の登録等

宿泊税の申告納入

適正な申告納入のために

その他

「宿泊税特別徴収事務の手引き」の大きな内容についてご説明します。
手引きは宮城県・仙台市のホームページで公開しております。



1 宿泊税の徴収事務について

宿泊税の概要

宮城県・仙台市における宿泊税の概要は、以下の表のとおりです。

項 目	内 容
課税開始時期	👉 令和8年1月13日（火）
課 税 客 体	👉 旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納 税 義 務 者	👉 宿泊者
税 額	👉 1人1泊あたり300円 ※ 仙台市内は 宮城県分100円・仙台市分200円 の計300円 ※ 仙台市内の宿泊事業者は宮城県分も含めて仙台市にまとめて申告・納入。
課 税 免 除	👉 以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動 ・保育所及び認定こども園等における活動 ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
免 税 点	👉 1人1泊あたり 6,000円未満（素泊まり・税抜き料金） の宿泊は課税しません
徴 収 方 法	👉 宿泊者（納税義務者）から宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を徴収し、 宮城県又は仙台市へ納入する方法（特別徴収） ※ 仙台市内の宿泊施設 については、 宮城県への申告・納入は不要です。
申告・納入方法	👉 原則、1か月ごとに申告と納入をする必要があります ※ 一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告・納入とする特例があります。
罰 則 の 規 定	👉 証票の掲示義務や帳簿の記載義務等に違反した場合、1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金があります ※ その他、地方税法の規定が適用されます。 ※ 宿泊税に関する罰則や滞納処分等の詳細は宮城県・仙台市のホームページで公開している 手引きをご覧ください。



宿泊税事務の流れ

特別徴収義務者登録の申請

16ページで
ご説明します

- 👉 課税開始日の5日前である令和8年1月8日（木）まで申請します。
- 👉 宮城県又は仙台市から交付される「宿泊税特別徴収義務者証」（証票）をフロントなど宿泊者の方が見やすい場所に掲示してください。



宿泊税の徴収と帳簿等の保存

22ページで
ご説明します

- 👉 令和8年1月13日（火）以降に宿泊する宿泊者から宿泊税を徴収します。
- 👉 帳簿などの書類を保存します。



宿泊税の申告・納入

18ページで
ご説明します

- 👉 「宿泊税納入申告書」を作成し、翌月末までに宮城県又は仙台市へ提出し、徴収した宿泊税を納入します。

※ 仙台市内の宿泊施設については、宮城県への申告・納入は不要です。



2 宿泊税事務の内容と仕組み

宿泊税の仕組み

課税客体・納税義務者

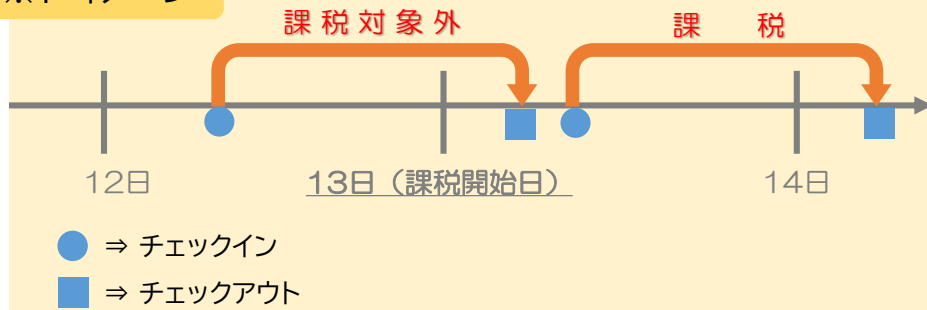
宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊で、宿泊税を納める方（納税義務者）は宿泊者となります。

宿泊税は、課税開始日である**令和8年1月13日以後**の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

※1 課税開始日の前日から課税開始日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。

※2 課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

※1 イメージ



※2 イメージ



宿泊者が納めた税金を、宿泊事業者様が申告・納入するという制度です。



宿泊税における「宿泊」とは？

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、**以下の基準**に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

課税対象となる宿泊の判断基準

- ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- イ ア 以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの



宿泊の判断の例

Q1

午前0時を超えてからチェックインした場合

A1

その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

Q2

客室を日帰りで利用するいわゆるデユースの場合

A2

課税対象ではありません。

宿泊の判断の例

Q3

休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

A3

日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含みます。）があった場合は、課税対象となります。

契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

このほか、判断の例については、宮城県・仙台市のホームページで公開している、手引きやQ&Aもご覧ください。



宿泊税の仕組み

宿泊税の税額

宿泊税の税額は、1人1泊あたり300円^{※1}です。

なお、課税の対象となる宿泊料金^{※2}は1人1泊あたり6,000円以上です。

※1 仙台市内は宮城県の税額が100円、仙台市の税額が200円の計300円です。

※2 宿泊料金は、食事代や消費税等を除いた素泊まり料金です。

宿泊料金

宿泊税における宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が**宿泊の対価又は負担**として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
・清掃代 ・寝具使用料 ・入浴代 ・寝衣代 ・サービス料 ・奉仕料 など	・食事代 ・遊興費 ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ・消費税、地方消費税、入湯税等の税 ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 など

宿泊料金の判定の例

Q1

宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合

A1

宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。

宿泊施設独自のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。

ただし、旅行会社やカード会社などの他社ポイントを利用して値引きをする場合は値引き前の金額を宿泊料金とします。

宿泊料金の判定の例

Q2

補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合

A2

補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。（※自治体を実施する旅行支援などが該当します。）

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合（食事や会議室利用料への補助や生活補助のようなもの）は、宿泊料金に含みません。

宿泊料金の判定の例

Q3 各種宿泊プランの取扱い

A3 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

このほか、判断の例については、宮城県・仙台市のホームページで公開している手引きやQ&Aもご覧ください。



課税免除

宿泊料金が課税の対象となる金額以上（6,000円以上）の場合でも、以下のいずれかに該当する宿泊は**課税免除**となります。

課税免除の対象となる宿泊

1 修学旅行その他の教育活動に伴う宿泊（保育所の活動等を含む）

 次ページをご覧ください。また、詳細については宮城県・仙台市のホームページで公開している手引きをご覧ください。

2 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

 詳細については宮城県・仙台市のホームページで公開している手引きをご覧ください。

課税免除（修学旅行その他の教育活動等に伴う宿泊）

教育課程内の教育活動（**修学旅行等**）や**部活動、保育所の活動等**については、一定の要件のもと、課税が免除されます。

そのため、課税免除の要件を満たしていることを確認するために、宿泊施設において、学校等が作成した「学校の修学旅行その他の教育活動等であることの証明書」を**受領**する必要があります。

※ 当該証明書は、宿泊施設において **5年間**の保存をお願いします。

※ 当該証明書は「宿泊税納入申告書」提出の際に、あわせて提出していただく必要はありません。

課税免除となる要件については、宮城県・仙台市のホームページで公開している手引きをご覧ください。



特別徴収義務者の登録等

特別徴収義務者の登録等

宿泊事業者は、**課税開始日の5日前である令和8年1月8日（木）まで**宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録の手続きが必要となります。

特別徴収義務者登録後、宮城県又は仙台市が「宿泊税特別徴収義務者証」（証票）を交付します。フロントなど**宿泊者の方が見やすい場所に証票を掲示**してください。

また、年間を通じて、宿泊料金が1人1泊6,000円未満（素泊まり・税抜き料金）の宿泊のみとなる宿泊施設※についても、**課税開始日の5日前である令和8年1月8日（木）までに**その旨の届出をお願いします。

※ このような宿泊施設を「登録義務免除対象宿泊施設」といいます。

これらの申請や届出に必要な書類などの詳細については手引きをご覧ください。

また、登録内容の変更、経営の休止や再開、経営の廃止等の際にも手続きが必要ですので、詳細については手引きをご覧ください。

手引きは宮城県・仙台市のホームページに公開しています。



特別徴収義務者の登録等

申請書・届出書

登録の申請

様式第2号

受付印

宮城県 県税事務所長 殿

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

令和 年 月 日

宿泊税法第10条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

特別徴収義務者（申請者）

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

個人番号又は法人番号

（個人番号の記載は、右欄を空欄とし、ここから記載してください。）

口座情報は特別徴収義務者交付金及び観光振興協力金の交付に用い、同量なくその他の目的に使用することはありません。

口座情報

支店名等

銀行

支店

口座名義人（必ず）

口座種別

普通・当座・（ ）

口座番号

宿泊施設の営業許可等を受けた者

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

許可等番号

種別 ☐旅館・ホテル ☐観光宿所 ☐特区民泊 ☐住宅宿泊事業（ふりがな）

宿泊施設の名前又は氏名（名称及び代表者の氏名）

所在地

電話番号

概要

客室数

床収容人数

人

経営開始（予定）年月日

令和 年 月 日

共同事業者

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

住宅宿泊事業における管理業者

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

書類送付先

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

備考

※ 複数の宿泊施設を有する場合は、施設ごとに申請書を出してください。

登録義務免除対象宿泊施設の届出

受付印

宮城県 県税事務所長 殿

登録義務免除対象宿泊施設届出書

令和 年 月 日

宿泊料金が1人1泊6,000円以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実であるため、次のとおり届け出ます。

特別徴収義務者（申請者）

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

法人番号

宿泊施設の営業許可等を受けた者

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

許可等番号

種別 ☐旅館・ホテル ☐観光宿所 ☐特区民泊 ☐住宅宿泊事業（ふりがな）

宿泊施設の名前又は氏名（名称及び代表者の氏名）

所在地

電話番号

概要

客室数

床収容人数

人

経営開始（予定）年月日

令和 年 月 日

共同事業者

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

住宅宿泊事業における管理業者

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

書類送付先

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所（所在地）

電話番号

備考

※ 複数の宿泊施設を有する場合は、施設ごとに申請書を出してください。

いずれかの提出が必要です。



記載いただく内容は、「宿泊施設の情報」、「経営されている方の情報」などです。
各項目に記載する内容、申請・届出に必要なものについては、宮城県・仙台市のホームページで公開している手引きをご覧ください。



申告納入

宿泊者から徴収した宿泊税は、**宮城県又は仙台市へ徴収した税額を申告**のうえ、**その税額を納入**する必要があります。

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、**原則翌月の末日までに**、宿泊施設※¹ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、宮城県又は仙台市に提出してください※²。

※1 一定の要件を満たす場合、複数施設の申告納入を合算して行うことができます。 → P 21

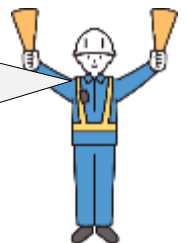
※2 申告すべき宿泊税額が**0円の場合**も申告書及び月計表の提出が必要です。

※3 **仙台市内の宿泊施設**は、**宮城県分も仙台市にまとめて申告・納入**してください。



次のページに申告書と月計表の記載イメージを掲載しておりますので、ご覧ください。

期限後に申告納入がされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金に加算される場合がありますのでご注意ください。



宿泊税の申告納入

申告書・月計表

宿泊税納入申告書

様式第8号

受付印

宿泊税納入申告書

① 令和●年●月●日

宮城県 ●●● 県税事務所長 殿

② 特別徴収義務者 氏名(名称及び代表者の氏名) 宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎
住所(所在地) 宮城県仙台市青葉区本町3丁目6-1 022-211-●●●●
電話番号

宿泊税法第11条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申告します。

③ 施設 宿泊施設の名称又は氏名(名称及び代表者の氏名) 宮城県ホテル
所在地 ●●●市●●●字●●●丁目●-●
施設番号 ●●●●●●●●

④ 令和●年●月宿泊分

区分	宿泊数	税率	税額
課税対象	400泊	300円	120,000円
課税対象外	40泊		

年 月 日

区分	宿泊数	税率	税額
課税対象	泊	300円	円
課税対象外	泊		

月 日

宿泊税額の計算内容を記載します。

1 課税対象外の課税対象外の宿泊数が宿泊年月ごとに記載された書類(「宿泊税月計表」等)を添付してください。

2 登録義務免除対象宿泊施設を除き、申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書を提出してください。



宿泊税月計表

宿泊税月計表			
① 施設番号	●●●●●●●●	② 対象年月	令和 ● 年 ● 月分
③ 施設名称	宮城県ホテル		
日付	④ 課税対象	宿泊数(泊)	
		⑤ 課税対象外	
		6,000円未満	教育活動・外国大使等
1	15		
2	13		
3	12		
4	8		
5	5		
6	40	10	
7	5		
8	6	5	
9	21		15
10	21		15
11	20		15
12	19		
13	18		
14	5		
15	6		
16	4		
	10		
	10	5	
	9		
	8		
	8		
	7		
	7		
	6		
	6		
	5		
	5		
28	4		
29	4		
30	3		
31	3		
合計	314	20	45

月計表は任意様式で作成することも可能です。
任意様式の場合は、宿泊税納入申告書の内訳を記載願います。



宿泊税の申告納入

申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、年間納入額が360万円以下、滞納のないことなどの要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、以下のとおり、**3か月分をまとめた年4回の申告納入期限**となります。

適用開始月の注意点

- 👉 承認後、適用開始月（3月、6月、9月、12月のいずれか）を記載した「承認通知書」を送付します。
- 👉 承認通知書に記載の適用開始月は、以下の表「宿泊のあった月」を指します。
- 👉 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

宿 泊 の あ っ た 月	申 告 納 入 期 限
3月分・4月分・5月分	6月末日
6月分・7月分・8月分	9月末日
9月分・10月分・11月分	12月末日
12月分・1月分・2月分	3月末日

このほか、適用要件や申請方法については、宮城県・仙台市のホームページで公開している手引きをご覧ください。



複数施設の合算申告納入

同一事業者が複数の宿泊施設を経営する場合で、以下の適用要件を満たすときには、必要書類を提出のうえ、要件に合致することが認められれば、これらの施設に係る宿泊税を合算して申告納入することができます。

適用の要件

-  宮城県と仙台市で要件が異なるため、詳しい要件は宮城県・仙台市のホームページで公開している手引きをご覧ください。

手 続 き

-  「宿泊税合算申告納入の届出書」を提出してください

※ 一度合算申告納入が認められた施設は、取り消されない限り継続の手続きは必要ありません。

適正な申告納入のために

帳簿等の記載・保存

日々徴収いただく宿泊税の金額を適正に把握していただくために、**帳簿の備え付け**と、その帳簿に記載された取引等に関して作成した**書類を保存**する必要があります。

また、電磁的記録（電子データの保存）をもって、帳簿書類の作成、備え付け及び保存に代えることができます。



帳簿の記載及び保存

記載事項

- ☞ 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額
- ☞ 上記の事項が網羅されたものであれば、**既存の宿泊台帳など日々作成される業務用の帳簿に代えていただいて構いません。**
- ☞ **また、複数の帳簿を突き合わせるによりこれらの事項が確認できれば、ひとつの帳簿で作成する必要はありません。**

保存期間

- ☞ 申告納入期限の翌日から **5年間**

書類の作成及び保存

作成要件

- ☞ 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

保存期間

- ☞ 当該宿泊日の月末の翌日から **2年間**

領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を**表示**するようお願いします。

税の名称表示は、日本語は「**宿泊税**」、英語は「**Accommodation Tax**」と表示します。

※ 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。消費税の詳しい取り扱いは税務署までお問い合わせください。

表示例は次のページをご覧ください。



領収書等への表示例

領収書への表示例

料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

領収書

〇〇〇様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	300円
合計		11,300円

〇〇年〇〇月〇〇日
仙台市〇〇区〇〇〇

〇〇ホテル

印
紙

受領印

領収書

〇〇〇様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額	
〇月〇日	客室料金	10,000円	
	消費税等	1,000円	
合計		11,000円	

〇〇年〇〇月〇〇日
仙台市〇〇区〇〇〇

〇〇ホテル

印
紙

受領印

上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。

料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書

〇〇〇様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300円
合計		11,300円

〇〇年〇〇月〇〇日
仙台市〇〇区〇〇〇

〇〇ホテル

印
紙

受領印

上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額300円が含まれています。

電子申告等

宿泊税に関する以下の手続きは、「地方税ポータルシステム(**エルタックス eLTAX**)」を利用して行うことができます。

※仙台市は令和7年11月25日以降に利用可能となる予定です。

手続き

- ・ 宿泊税納入申告書の提出
- ・ 宿泊税申告納入期限等の特例承認申請書の提出
- ・ 宿泊税還付・納入義務免除申請書の提出
- ・ 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出
- ・ 宿泊税更正請求書の提出
- ・ 各種届出書等の提出

※「地方税ポータルシステム（eLTAX）」を利用して手続きするためには、**利用者ID**および**電子証明書**が必要です。
 なお、**他の税目の手続で既に利用者IDおよび電子証明書を利用している場合は、同一の利用者IDおよび電子証明書を利用することができます。**

※「地方税ポータルシステム（eLTAX）」の利用については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。

🔗 <https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>



特別徴収義務者交付金

宿泊税を徴収する宿泊事業者（特別徴収義務者）の負担軽減のため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を交付します。

交付の対象と手続き等

- 宮城県又は仙台市で登録されている宿泊税の特別徴収義務者
※ 複数の施設でまとめて申告納入している場合は、まとめた施設で算定します。
- 交付請求手続きは不要（毎年3月末頃の交付）

算定期間

- 前年の1月～12月申告納入分（前々年12月～前年11月宿泊分）

交付の基準及び交付額

基準		交付額
1	納期内納入を行ったとき	納期内納入額×2.5%
2	1の基準を満たしているとき (課税開始から5年間)	下記①と②の合計額 ①納期内納入額×3.0% ②納期内納入月数×1,000円
3	1の場合で電子申告を行ったとき (課税開始から5年間)	下記①と②の合計額 ①納期内納入額×3.5% ②納期内納入月数×1,000円

左記の交付額①が千円未満であるときは、交付額①を千円とし、交付額①が千円以上の場合において百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。



ホームページ・お問い合わせ



宮城県

宿泊税

宮城県 宿泊税 🔍検索



<https://www.pref.miyagi.jp/site/shukuhakuzei/index.html>

お問い合わせ

税務課課税班

観光戦略課観光政策班

☎ 022-211-2324

☎ 022-211-2823



仙台市

宿泊税に関するお知らせ

仙台市 宿泊税に関するお知らせ 🔍検索



https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syukuhakuzei_information.html

宿泊税

仙台市 宿泊税 🔍検索



<https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syukuhakuzei.html>

お問い合わせ

市民税企画課

観光戦略課総務係

☎ 022-214-8443

☎ 022-214-8259